

(ア) RIKA Ballet Concert (仮題) <舞踊>

県内では鑑賞機会の少ない生演奏でのバレエ公演を提供します。指揮者の井田勝大氏、県内出身・在住のプロおよび地域のバレエ団、とっとりチェンバーオーケストラのメンバーとともに公演を制作することにより、鳥取県から発信する地域文化の創造・発展及び、新しい文化芸術の創造を目指します。バレエの鑑賞者拡大を図るとともに、とっとりチェンバーオーケストラの新たな活動の場を広げ、舞踊と音楽の両側から県民に発信します。併せて、さらなる活動者の支援・活性化、指導者や若手の育成等を目指し、活動者及び関係者とのネットワークづくりに取り組みます。

日時：令和4年2月27日(日) 開演14:00(予定)

会場：とりぎん文化会館 梨花ホール



【プロデュース創作公演 舞踊公演(平成30年)】

(イ) U-18シアタープロジェクト ACT2 <演劇>

令和4年度開催予定の、鳥取県内の18歳以下が創作した戯曲を同じく県内18歳以下が演じる、新作オリジナル作品の演劇公演の準備年とします。過去に取り組んだ演劇創造事業で育成した人材を講師として起用し、地域においてより一層の人材育成と後進の発掘・育成を図り、県内における新たな演劇の発展と発信を目指す演出指導者として、新国立劇場演劇研修所所長の宮田慶子氏を引き続き招聘します。

また、さらなる財団スタッフのプロデュース力向上、活動者の活性化、次世代育成等を目指し、活動者及び関係者とのネットワークづくりに取り組みます。



【U-18シアタープロジェクト(平成31年)】

(ウ) <音楽>

令和4年度に開催予定の「鳥取県クラシックアーティスト・オーディション」受賞者及び国内外で活躍する県出身・在住のプロ奏者で構成する「とっとりチェンバーオーケストラ」の10名程度で編成する中規模コンサートの準備年とします。

併せて、奏者が主体となって企画する公演を支援(会場費補助・広報)し、事業の継続的な発展と合奏団・奏者の理解者・支援者の拡大を図ります。



ウ 特別共催事業「観る」「触れる」「拡げる」「深める」【基本財産運用益】

(ア) マスコミ共催

県内の文化芸術振興において鑑賞機会の提供及び鑑賞者の育成は不可欠であり、そのためにもより優れた舞台公演鑑賞の機会を県民に提供していくことが重要であるため、民間機関が実施する公共性の高い優れた鑑賞事業に対し、当財団が共催することで県民の鑑賞機会を増やすことを目的とします。



【牛田智大ピアノリサイタル(令和3年)】

(イ) 一般共催

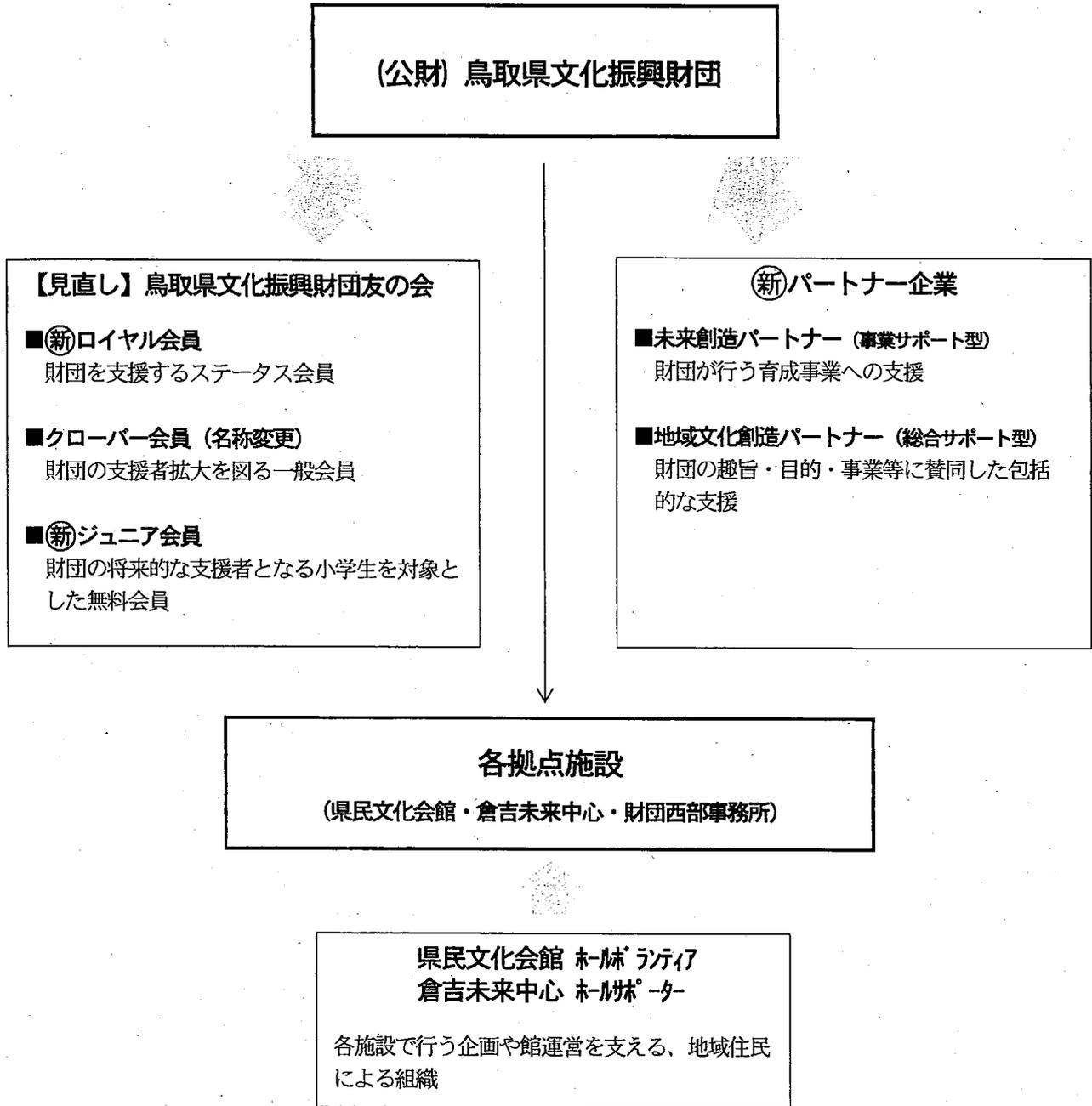
一般団体(芸術団体・文化芸術関連NPO団体など)が実施する優れた鑑賞公演について当財団が共催することで、財団のミッションの一部でもある「団体の自主的な活動の支援」として、県民に優れた文化芸術公演を多く提供し、鑑賞機会を増やすことを目的とします。



【神庭智子コントラバスリサイタル(令和2年)】

パートナー（支援者）制度の設立

鳥取県文化振興財団支援関係図



ア 友の会会員

財団の財源を安定的に確保するために、友の会を重層化して新たな自主財源を獲得する。併せて、会員の満足度を上げる取組を通じて、支援者層の拡大を図る。また、若年層が気軽に舞台芸術を楽しむためのきっかけ作りとして財団主催事業の情報提供を行うとともに、参加を促すことで将来の文化芸術愛好者・実践者へ繋がります。

①新ロイヤル会員	クローバー会員 (名称変更)	②新ジュニア会員
財団事業及び地域文化振興の理解者となるステータス会員を新設。先行販売、公演招待の他にアーティストとの交流等の特典を設定。会員との関係性を深めて、財団を支えるパートナーの獲得を図る。	これまでの会員を中心に、より気軽に入会しやすい安価の階層で、チケットの先行販売やレストラン等協力店での割引サービスなどの特典を設定。年間を通じて幅広い層の継続的な鑑賞者・支援者の獲得に繋げる。	小学生を対象とし、公演の招待などを通じて気軽に劇場に足を運んでもらう環境を作ることで、文化芸術に興味を持ってもらい、将来的な鑑賞者・支援者の獲得へと繋げる。
年会費：12,000円	年会費：1,500円	年会費：無料

イ ③新パートナー企業制度

独自財源確保、支援者の拡充、寄付文化の醸成を目的に、パートナー企業制度を設立します。

未来創造パートナー（事業サポート型）	地域文化創造パートナー（総合サポート型）
当財団が主催する各育成事業の趣旨・目的・実施に賛同し、支援いただく。子どもや若年層を対象とした様々な普及事業や、地元アーティストの育成に関する事業に活用する。	当財団の趣旨・目的・実施事業に賛同し、包括的に支援いただく。舞台芸術を身近に感じる機会を提供する当財団の各事業や各会館の運営、当財団の組織運営全般に活用する。
各1口 50,000円または100,000円/年	

その他の取組

ア 企画戦略会議

現在、原則として月1回、企画戦略会議（企画制作部員主体で構成）を開催し、その中で進捗状況・広報戦略・宣伝・マーケティング・販売促進計画、現状の課題、今後の展開等について総合的に研究討議を重ね、事業へ反映させています。今後も、検討事項を分析し、それぞれの検討項目が、県全体の文化振興の向上に活かせるよう会議のより一層の充実を図ります。

イ コンプライアンス（法令遵守）

音楽の著作権については、平成18年度から日本音楽著作権協会と包括的利用許諾の契約を締結し、適正な申請・報告を行うとともに、演劇等の上演権、肖像権、翻訳権、音楽著作権などの権利関係についても関係先を通して適法・適正な処理を行っています。

また、助成金については、これまでも助成要綱に沿った適正な申請（契約）・報告（実施結果・効果・収支決算）を行っており、今後もコンプライアンスの徹底を図ります。

ウ 文化事業に関する危機管理体制の整備

（ア）事業責任者（企画制作部長）

事業責任者は事業における危機管理に関する次の事項の統括管理を行います。

- a 事業における事故及び健康障害防止措置の実施
- b 事業の危機管理
- c 開催会場及び周辺の巡視
- d その他労働災害防止に必要な事項

(イ) 舞台責任者

舞台責任者は舞台業務における危機管理に関する次の事項の統括管理を行います。

- a 舞台業務における事故及び健康障害防止措置の実施
- b 舞台業務の危機管理
- c その他労働災害防止に必要な事項

(ウ) 制作担当者

制作担当者は制作業務における危機管理に関する次の事項の管理を行います。

- a 制作業務の概要とスケジュール作成
- b 部門間の連絡及び調整
- c 各スタッフの業務の概要説明
- d 開催会場の概要と安全上配慮すべき事項
- e 危機管理の対策

(エ) 危機管理への対応

公演制作現場における事故、感染症、自然災害、騒動等による危機を予測し、日常の予防対策を実施し、緊急時の公演中止、停止その他回避の対策、事態収束後の復旧対策等を進める管理体制とその計画の確立のため次の事項を実施します。

- a 情報入手先の確保
- b 火災、事件、事故、感染症における各所轄機関との連携
- c 緊急連絡網の整備
 - ・所轄の警察、消防、保健所、関係者、関係機関連絡先（※個人情報取り扱いを注意）
 - ・楽屋等内線電話周知
- d 事故発生時の緊急処置
 - ・火災、事件、事故での会場避難経路の周知徹底
 - ・発生時における避難誘導員の確保と事前教育
- e 緊急時マニュアルの作成
- f 新型コロナウイルス感染症防止対策の実施（入場、本番、休憩、退場時）
- g マスコミへの対応
 - ・担当者の選任
 - ・資料作成および提供方法（場所、時間等）確認
- h その他
 - ・トラブル・クレームへの対応
（写真・ビデオ撮影、録音、チケットの紛失・キャンセル、定員オーバー、出演者の降板・交代、曲目・演目変更等）
 - ・差別落書きへの対応
 - ・身体障がい者や高齢者の対応
 - ・AED設置場所周知
 - ・迷子、遺失物・拾得物、傷病者への対応

(7) 県内公立文化施設への指導的役割（リーダー的役割）を果たすための方策

鳥取県の文化の拠点施設として、情報交換等を通じて県内文化施設とのネットワークの充実を図り、事業の協働実施のほか、財団がこれまで培ってきた施設の管理運営やアートマネジメント手法などのノウハウを最大限に生かしながらいリーダー的な役割を果たし、県内文化施設とともに、地方文化の振興・発展に努めます。

ア ネットワークの充実（情報交換、支援・助言、事業の協働実施）

「(公社)全国公立文化施設協会※1」との連携により、国及び地方の文化芸術施策の動向、公立文化施設が抱える諸課題等についての研究協議を通じて得た情報を「鳥取県文化施設協議会※2」を中心に、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター等の県立施設及び市町村の文化施設への情報提供と情報交換、研修会の開催、その他、様々なニーズに対し、支援・助言を行うことにより信頼関係を築いてきました。

今後もこれまでの信頼関係を基に、県内公立文化施設との連携、また、必要に応じて地域の文化団体や文化活動者と連携し、各地域のニーズや実情に応じて、文化人口の拡大に繋がる事業の協働実施等に取り組みます。

イ 人材育成（研修会の開催・技術的サポート）

鳥取県文化施設協議会等と連携して、県内文化施設職員のアートマネジメント力、舞台技術力等を高めるため、専門職員の研修会を開催するなどして、スキルアップや意識向上を図り、県内全体の底上げに努めます。

また、当会館の舞台技術職員が、「県内文化施設職員」「県内文化施設の設置者」「県内の文化活動者」へ技術的なアドバイスなどの支援も行います。

※1 (公社)全国公立文化施設協会とは…

全国の公立文化施設の連絡、連携のもとに、地域文化振興を図り、我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とした組織で、情報収集提供事業、各種研修事業（人材育成）、各種調査研究事業、保険事業、公立文化施設支援事業、文化庁委託事業など、様々な公立文化施設にとって有益な事業を展開している。

組織構成として、3つの専門委員会（経営環境部会、事業環境部会、特別部会）と全国ブロックごとに7つの支部があり、その支部ごとに支部委員会が設けられています。

[中四国支部]

令和1・2年度は、県民文化会館が鳥取県の代表館として支部長に就任しています。

（併せて、全国公立文化施設協会の理事に就任、令和2年2月から副会長に就任）

※参考：加盟施設 1,301 施設（令和2年10月現在）、中四国支部 167 施設（令和3年2月現在）

※2 鳥取県文化施設協議会とは…

県内の文化施設が相互の情報交換、研究等を協力して実施することにより、その機能を十分に発揮し、地方文化の振興、発展に寄与することを目的とした組織で、各種調査、研修、舞台技術研修を展開している組織で、現在11施設が加盟しており、組織構成として、「施設管理業務部会」「自主企画事業部会」「舞台技術部会」の3部会があります。年1回の定例総会と各部会主催による研修会を年1回開催しています。その他、適宜情報交換も行います。

[事務局館]

本協議会の設立（平成8年5月）から現在まで、事務局館として牽引してきました。上記のほか、改修時期に入っている県内各施設の舞台技術担当者間においては、技術動向の情報の共有化等を図るため、改修実施現場の視察等の情報交換による人的ネットワークの拡大も図っています。

(8) 文化芸術情報の発信に関する取組

従来からの新聞広告、ラジオ、テレビ、フリーペーパーなどのメディアミックスでの情報発信をさらに強化し、マスメディア中心の展開により、事業の情報発信を高めます。

事業の特性によるメディアの使い分けや、地域との協働による新しい関係性の構築を図りながら発信に努めます。

また、一方通行の“情報の発信”から、一つひとつの広報物の活用方法の多様化の検討、タウンメディア・WEB、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の有効活用などによる、県民の皆さまとの“情報の共有化”を目指していきたいと考えています。

さらに、チラシを中心とした紙媒体は、環境に配慮した適正な枚数を精査し、効率的に配布します。

ア 情報発信の取組

(ア) 広告

チラシ・パンフレット・リーフレット等印刷物の制作・配布等、広報を戦略的・効果的に展開して行くため明快なコンセプトに基づき行います。

(イ) 出版物・広報誌

県民との交流の場の活性化を図るため、財団情報誌「アルテ」をはじめとした様々な手法を用いて組織的かつ戦略的な情報発信を行います。

(ウ) メディア

テレビ・新聞・雑誌等の媒体を介した情報発信とメディアミックスにより、幅広い広報を展開します。

(エ) イベント

誰もが自由に参加ができるイベントやアフターイベントの開催、またワークショップ等を通して広報を展開します。

(オ) ホームページ、SNSによる情報発信等

多方向からアクセスできる環境を整備していくため、ソーシャルメディアを有効活用し、財団が運用するホームページをはじめ、フェイスブックページやメールマガジン、動画投稿サイトなどを媒体として活用し、各種情報の広い周知を進めます。併せて、機能強化及びページの拡散、発信ツールの手法等の向上を目指します。

(カ) 館内等への掲示

公演ポスターの館内掲示及びラック等へのチラシの配架をはじめ、テレビモニターによる映像配信、館外や公演会場周辺における大型看板の設置等を行うなど、視覚的にも分かりやすい情報発信を行います。



【テレビモニターによる映像配信（総合受付カウンター）】



【公演ポスターの掲示】



【公演会場周辺の大型看板】

イ 重点的取組

(ア) マーケティングを強化しながら、従来からの紙媒体やメディア広告をはじめ、WEB、メール、SNS等を有効活用し、横断的かつ統一感のある広報を継続的に展開します。

(イ) 県内の文化芸術に関する情報が、地域別、ジャンル別などにより、簡単に検索できるサイト「県内イベント情報サイト」を平成27年度に構築しました。また、平成27年度には、ホームページをリニューアルし、スマートフォン対応するなど、引き続き時代のニーズを捉えながら、逐次その運営等の見直しを行います。

(9) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組

財団の各種事業実施には、財源の安定が必要不可欠です。資金調達は、事業存続にとって生命線であり、事業の中・長期的な継続実施にとって不可欠であることから、戦略的な中・長期計画のもとに取り組んでいかなければなりません。この財源の確保を事業運営の重要な柱として位置づけ、国、公益法人、民間などからの**多様な資金を積極的に活用**します。

ア 民間資金（協賛金・寄付金等）の導入

- (ア) 公益法人、企業財団などからの助成金が見込める事業については、積極的に助成金申請を行います。
- (イ) 企業による文化芸術活動への支援（メセナ）の醸成を図るため、事業協賛を募ります。
- (ウ) 企業とのタイアップなど民間の資源を活用した事業の工夫に努めます。
- (エ) 企業との共催を推進し、経費の節減やマンパワーの負担減を図ります。

イ 公的資金（助成金・補助金等）の獲得

- (ア) 文化庁の助成制度は、概ね芸術文化振興基本法の基本理念に則って制度化されているため、アマチュアからプロに至るまでの幅広い人材や文化事業に対して制度設計されており、その制度の目的と財団の使命が合致した事業を企画立案するなど、積極的に活用します。
- (イ) (一財)地域創造や(一財)自治総合センター、宝くじ文化公演などの助成金は、文化事業の固有性や地域活性化という観点から、年度ごとにその活用を考え、助成スキームに合致した事業が想定される場合に検討します。

ウ 社会情勢の変化による金利や物価の変動など、事業費及び管理費への圧迫を回避するための打開策 (財務リスクへの対応)

社会情勢の変化による金利や物価の変動などは、施設運営や事業運営に大きな圧迫を与えます。このリスクを回避するためには、省エネルギー・省資源化を日常的に行なうことはもとより、収入と支出のバランスをよく考察し、社会情勢や財団内外の環境の変化を絶えず把握しつつ、全体で極力損失がでない事業収支計画を立案するよう努めるとともに、状況によっては事業内容の見直しやコンパクト化も視野に入れて考えます。

また、長期的に収支が安定するよう、公的資金に加えて**新たな資金源の獲得（企業からの資金提供や個人寄付金など）**や**長期的な資金ニーズを分析し、多様な資金源の幅を戦略的に広げます。**

加えて、超低金利の現下、従来の基本財産の運用益（運用益の蓄財）によって、自主事業を行うのはもはや限界であることから、現状を踏まえた基本財産の取扱いについて、新たな仕組みを検討します。

2-2 管理の基準

利用者の安心・安全を最優先とし、効率的で公平・公正な管理業務を行います。また、利用者の方からいただく貴重なご意見・ご要望を運営に活かし、文化芸術活動を行うための拠点施設として、何度でも訪れたいと感じる魅力ある施設づくりに努めます。

(1) 開館時間の設定

開館時間は、現行どおり午前9時から午後10時までとします。ただし、利用者の利便を図るために、特に必要があると認めた場合は、利用時間の繰り上げや延長など、時間外利用に柔軟に対応します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一層の徹底及び施設利用者の安心・安全確保のため、利用時間を閉館時間の30分前の21時30分までとします。

運用に当たっては、催事の内容や日程などを確認・検討し、効率的な作業日程の提案を行います。

会館の各入口は、午前8時30分に開錠し、入館できる体制とします。また、利用施設の貸出体制が整っている場合に行っている、15分前からの鍵出しサービスを継続します。

(2) 休館日の設定

開館から28年目を迎えた施設・設備を安全かつ適正に運営していくためには、定期的に全館を閉鎖して点検・保守・整備を行う必要があることから、休館日を以下のとおり設けます。ただし、利用者の方の利便を最大限に尊重するため、定期点検等の日程調整を可能な限り行い、臨時開館あるいは一部開館など柔軟に対応します。

ア 毎月

毎月第2、4、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日の休日でない日）

※ 第1、3月曜日は開館

イ 年末年始

毎年12月29日から1月3日まで

ウ 臨時開館

利用に当たっては、打合せの際に効率的な作業日程の提案を行いますが、次のように特別な事情がある場合は、臨機に対応し、臨時開館します。

(ア) 「全国大会などの大規模な事業」で、「任意に日を選べない」かつ「他施設で実施することができない」明白な理由がある場合。

(イ) 日程調整の結果、休館日に催事の準備、リハーサル、片付けを行わなければならない場合。

エ 臨時休館

施設・設備の点検・保守・整備等に関連して、利用者の安心・安全確保、及び施設の効率的な運営のために必要と判断される次の場合は、利用状況に応じて臨時休館、または開館時間を変更します。

(ア) 会館の施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持修繕等を行う場合。

(イ) 県民の安全確保のために休館する必要があると鳥取県から要請があった場合。

(ウ) 台風・大雪・地震などの気象警報の発令、公共交通機関の運行停止等により、特に休館する必要があると認められる場合。

(3) 利用料金の設定

ア 利用料金については、利用者の要望と利用料収入とのバランスを踏まえ、各施設・設備ごとに設定します。

(施設利用料には、冷暖房料を含むものとします。) 別冊「施設等利用料金表」のとおり。

イ 利用料金は概ね現行どおりとしますが、施設・設備・備品の更新等や利用者の要望を勘案し、必要に応じて新たな料金を設定します。

(4) 利用料金の減免の設定

減免を受ける場合は、減免申請書を提出していただくこととし、次に該当すると認められる場合には施設の利用料金を減免します。また、県内の文化芸術活動を推進するため、梨花ホールの割引制度を継続します。

ただし、時間外（22:00～翌日9:00）利用料及び延長（12:00～13:00、17:00～18:00）利用料は減免対象としません。なお、学校減免については、他団体との公平性を期すため、設備利用料の徴収について検討します。

ア 文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール・展示室を利用する場合

文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホール・展示室を利用する場合は、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

なお、文化芸術団体が専ら公演活動等の準備又は練習のために利用するときは、アで算出した料金の1/2（10円未満切捨て）に減額します。その場合、本番日から1ヵ月前までの期間に行う練習等で1回に限るものとします。

文化芸術団体	<ul style="list-style-type: none"> a 鳥取県文化団体連合会加盟団体又は各加盟団体の構成団体 b 鳥取県内で文化芸術活動歴があり、又は今後継続的な活動が見込まれる鳥取県内に本拠を置く団体 c 文化芸術公演を行うため、行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取県内の実行委員会 d 定例的に文化芸術の鑑賞事業を行う、鳥取県内に本拠を置く団体
文化芸術活動	<ul style="list-style-type: none"> a 営利を目的としないこと（非営利であっても過大な収益のあるものは不可とする） b 演奏会、公演、鑑賞会等名称、形態を問わないが、文化芸術の振興を目的として、地域住民に対して幅広く参加、鑑賞の機会を提供するものであること c 演奏会、公演、鑑賞会の直前（本番日に連続した日）に行う練習・リハーサル、準備も対象とする

イ 文化芸術活動に練習室・リハーサル室を利用する場合

利用者の方の文化芸術活動を支援するため、予約の入っていない施設を安価に利用していただけるよう、利用予定日の1月前を経過後に利用申込みがあった場合に限り、施設利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

ウ 障がい者、要介護者、難病患者が利用される場合（営利目的の利用の場合を除く）

身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他次の（ア）～（ウ）の基準に該当する心身に障がいやを有する者、又は介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の社会参加を促進する目的で利用するとき、かつその利用が営利目的でない場合は、【減免一覧】のとおり減免します。

- （ア） 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者。
- （イ） 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者。
- （ウ） 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者。（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいやを有する者）

エ 県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合

県内の学校等対象団体に属する児童、生徒又は学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合には、本番のほか本番日以外に行う準備・リハーサル（原則として本番前日から1ヵ月前までの期間に行うもので、1回に限る。）のために利用する施設及び設備に係る利用料を全額免除します。（ただし、延長料金、及び時間外料金、当日の利用時間変更に伴う延長料金は除く。）

対象団体	<p>a 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、幼稚園</p> <p>b 専修学校</p> <p>c 指定技能教育施設（技能教育を受けている生徒に限る。）</p> <p>d 保育所</p> <p>e 教育関係団体</p> <p>○中学校・高等学校文化連盟 ○私立幼稚園協会 ○書写書道教育研究会 等</p>
対象行事	<p>対象団体に属する幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事で、次の要件をすべて満たすもの。</p> <p>a 対象団体が主催するもの</p> <p>b 対象団体の代表者（学校長等）が利用の申込及び利用料金の減免申請を行うもの</p> <p>c 学年若しくは学科又は部活動の部単位以上の規模で行うもの</p> <p>d 実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないもの</p> <p>e 鑑賞、視聴を目的とするものでないこと</p> <p>f 学生等が文化芸術活動を実践する（出演者、制作者等として参加する。）もの又は学校（大学を除く。）における部活動に関するもので、次の（a）～（c）に該当するもの（対象行事に参加するための個人練習及び日々の部活動を除く）。</p> <p>(a) 合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、マーチングバンド、バトントワリング、映画、放送、文学、弁論、新聞、文芸、郷土研究、講談、落語、浪曲、漫談、漫才等の芸術</p> <p>(b) 茶道、華道、書道等の生活文化</p> <p>(c) 神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、吟詠剣詩舞等の伝統芸能</p>

オ 会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合

会館の施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が、会館を利用する場合には、全ての施設の利用料を1/2（10円未満切捨て）に減額します。

【減免一覧】

対象者・利用目的	減免対象施設	減免額
県内の文化芸術団体が行う、広く地域住民を対象とした営利を目的としない文化芸術活動にホールを利用する場合	梨花ホール 小ホール 展示室	施設利用料通常料金の1/2免除
文化活動にリハーサル室、練習室を利用する場合（利用日の1か月前を経過してからの予約受け付け分に限る。）	リハーサル室 練習室1・2・3・4	施設利用料通常料金の1/2免除
障がい者、要介護者、難病患者等の社会参加目的で利用する場合	障がい者及びその介護者が利用者の1/2未満のとき	施設利用料通常料金の1/2免除
	障がい者及びその介護者が利用者の1/2以上のとき	すべての施設 施設利用料全額免除
	利用者が特定されていない場合	
県内の学校等対象団体に属する児童、生徒または学生が行う文化芸術に関する行事に利用する場合	すべての施設	施設及び設備利用料全額免除
会館の愛称に係る施設命名権（ネーミングライツ）を取得した企業が各施設を利用する場合	すべての施設	施設利用料通常料金の1/2免除

※別冊「施設等利用料金表」の料金から、上記のとおり減免します。

カ ホール・展示室の練習又は準備のための利用

ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合は、施設利用料をホールについては、平日の無料区分の1/2に、展示室については非営利料金の1/2に減額します。

キ ホール利用割引制度

- (1) 梨花ホール客席を1階席のみの利用とされる場合は、所定の本番料金を4/5(80%)料金を減額します。
- (2) 梨花ホールの4月、5月の夜間を除く午前・午後区分の利用について、ベーゼンドルファーまたはスタインウェイピアノの練習目的で、舞台上のみ利用される場合は、利用料金を準備練習料金の1/2に減額します。なお、予約受付期間は利用日の4ヵ月前を経過後7日前までとします。

(5) 個人情報の保護への対応

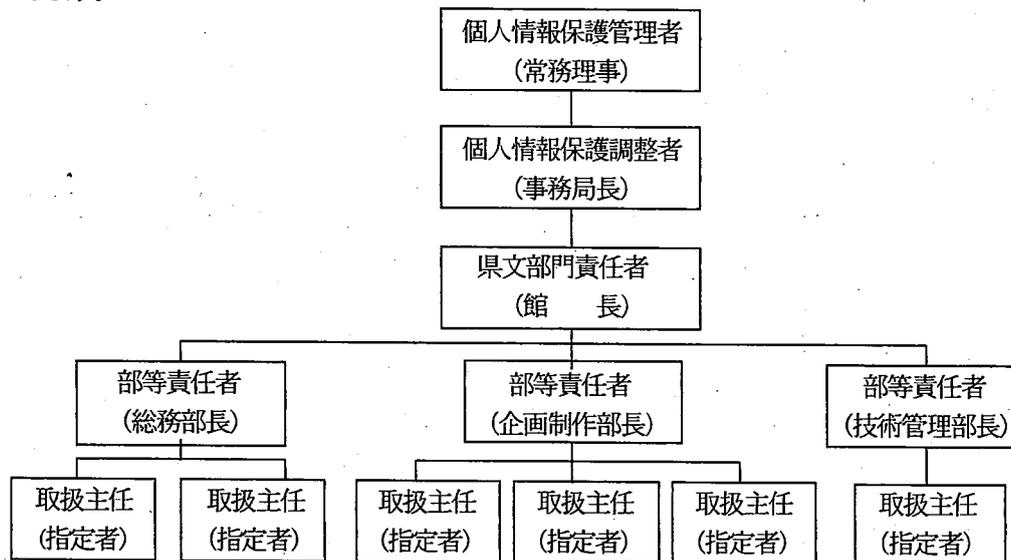
ア 管理体制及び規程の整備等

財団では、保有する情報資産のセキュリティ対策を強化しており、ネット環境を含む情報のセキュリティポリシーの明確化を図っています。

鳥取県個人情報保護条例の趣旨に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程実施要領」を制定し、下記の管理体制を整備するとともに、特定個人情報(マイナンバー)についても、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を定め、その適正な取扱いの確保に努めています。

また、外部からの不正アクセスの防御、情報漏洩等の防止等の統合的な対策として、UTM機器(ファイアウォール機能をベースに、アンチウイルス、不正侵入防御等の複数のセキュリティ機能が統合された機器)の設置、財団友の会会員情報の適正管理のための「友の会会員管理及びチケット販売システム」の導入など、適宜改善を図りながら、財団の「情報管理ネットワーク」を構築しています。

このほか施設利用者などの顧客情報をはじめ、さまざまな個人情報を保有していますが、情報保護の重要性を認識し、継続的な研修会の開催をはじめとする職員のコンプライアンス意識の徹底、啓発を推進し、適正な取扱いに努めます。



※管理体制 (館該当部分抜粋)

- 1 「部門責任者」は、各部門における個人情報に関する事務を統括するとともに、個人情報の適切な取扱い等に必要な措置を講ずる。
- 2 「部等責任者」は、部門責任者の命を受けて、当該部門責任者の事務を補佐する。
- 3 「取扱主任」は、当該部門における個人情報の管理の記録等事務を担当するとともに、四半期毎に情報内容のチェックを行い、各部等責任者に報告する。

※苦情処理体制（館該当部分抜粋）

1 各館が管理する個人情報に対する苦情相談は、総務部長がこれに当たる。

※決裁権限（館該当部分抜粋）

- 1 開示等請求への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、非開示決定等請求ごおりの対応を行わないときは、常務理事の専決事項とする。
- 2 苦情申出への対応は、原則として館長の専決事項とする。ただし、重要な案件については、常務理事の専決事項とする。
- 3 取扱主任は、館長が指定するものとする。
- 4 その他の事務処理について、重要なものは常務理事の専決事項とし、軽微なものは館長の専決事項とする。

イ 公表、閲覧体制

個人情報保護規程、実施要領等については、財団ホームページに掲載し、広く県民に公表しており、開示請求などの具体的な手続方法も明確にしています。

また、規程に基づき、財団又は会館が取り扱っている個人情報は「個人情報取扱事務登録簿」として、閲覧の希望があれば対応できるよう事務所に備え付けています。

（6）情報の公開への対応

ア 情報開示及び閲覧体制

当財団は、鳥取県情報公開条例の実施機関であり、その規定に基づく情報の開示請求等に対応する体制を整えています。

また、公益財団法人として、計算書類等の関係法令に基づく書類を作成し、財団ホームページに掲載するとともに、常時、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する体制も整えており、継続して当財団の説明責任を果たします。

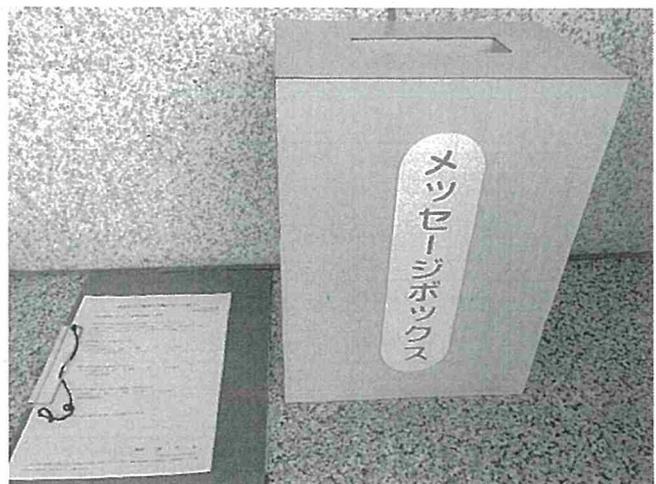
イ 施設・設備情報、利用手続、利用者の声等の公表

施設や設備に関する情報、利用手続の方法、料金表、申請書類の様式等を、会館のホームページに公表するとともに、冊子「利用の案内」にまとめ、利用者に配布します。

また、当館の施設管理等に対する県民、利用者の皆様のご意見は、電話・メール・アンケート等でお受けし、随時改善できるものは改善し、いただいたご意見と対応状況については、会館ホームページの「利用者の声」コーナー及び館内掲示版で公表しています。



【とりぎん文化会館ホームページ】



【メッセージボックス】

2-3 施設設備の維持管理業務について

(1) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応

会館には、消防用設備、昇降機設備といった利用者の皆様の身体・生命・財産の安全に関わるものばかりでなく、舞台機構・照明・音響設備など、大規模な設備から比較的小規模な設備に至るまで、多種多様な設備が数多くあります。

このため、施設設備の適切な維持管理は施設の管理者の重要な使命と考えており、次の点に留意しながら適切な維持管理を行います。

ア 職員の危機管理意識の徹底

全職員が施設設備の不具合が重大事故や火災等の発生など重大な事態につながりかねないとの認識を持ち、些細な異常も見逃さない姿勢を保持するため、「安全衛生委員会」を組織しており、これを主体として、2ヵ月に1回の自主点検のほか、危機管理意識の醸成のため各種研修への積極的参加を図り、事故等の未然防止と危機管理意識の徹底を図っています。

イ 適切な保守点検の実施

設備の老朽化、機能水準の維持状況等の点検を行うためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性を持った専門業者による保守点検が必要不可欠であり、外部委託により適切・適法な保守点検を実施します。

ウ 利用者への適切な使用方法の案内

施設設備の長期安定使用のためには、実際に使用される利用者のご協力も不可欠です。従って、事前の打合せや準備の際に、使用方法、機能、材質などその適切な使用のための必要な説明を十分に行い、イベントの準備、開催中のトラブルがないよう利用者の方にご理解、ご協力を求めます。

エ 効果的・効率的な改修・修繕の検討・実施

施設・設備の維持管理は、保守点検結果等による維持管理に係る情報に基づき、事後保全だけでなく、事前保全、予防保全の観点から行っており、建築設備（消防設備、電気設備、昇降機設備等）、舞台機構設備などの運用面（継続的な稼働）及びコスト削減並びに長寿命化を図っています。保守点検等により明らかとなった不具合については、利用者の皆様への影響度、緊急性、費用対効果など様々な視点で、最も効果的、効率的な対策を検討し、設置者に報告・相談するとともに適切な対応を依頼し、軽微なものについては施設管理者において速やかに修繕を行います。

また、会館は平成5年10月の開館から28年目を迎えており、施設・設備の経年劣化による進行状況を把握しながら、平成22年度に鳥取県と共同して策定（平成28年度再編）した長期修繕計画を基に、中・長期視点での施設・設備の修繕計画を立て、その都度、改修や更新など必要な措置を講じます。

(2) 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等の業務遂行にあたっての基本的な考え方

ア 施設設備の保守点検等

開館から28年目を迎え、施設設備の経年劣化に伴う不具合が増加しつつあるなど、適切な維持管理を行う上で、今後、更に保守点検の重要性はますます高まっていくものと認識しています。この認識の下、具体的には次に掲げる観点に沿って業務を遂行します。

(ア) 専門業者への外部委託

各設備を適法に維持管理していくためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。

(イ) 適切な保守点検内容の設定

会館に設置されている設備には、消防法、ビル管理法、建築基準法など各種の法令等で点検回数や点検方法（内容）が定まっているものも多くあります。それ以外についても国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務共通仕様書」等に基づき、適切な維持管理水準が保持できるよう、点検回数や点検方法（内容）を定めております。また、これまでの保守点検の実績や経験、受託業者からの提案などにより、より効果的・効率的な実施に向けて、仕様書の見直しを行い、一部業務を除いて複数年契約を締結しています。

令和元年度からの5年間は、同様に効果的・効率的な実施に向けて、長期的かつ安定的に適切な業者を選定し、5ヵ年契約を締結して保守点検を行います。

(ウ) 受託業者への適切指導

- a 保守点検を含めた維持管理業務を安定的かつ適切に運用していくためには、当該業務に従事する会館職員と受託業者間の意思疎通が重要であり、職員の建築物環境衛生管理技術者等の資格取得を進めるなど、業務に対する取組姿勢や価値観の共有化を図るため、随時打合せや協議・指導を重ねていきます。
- b 受託業者には常に提案型思考の取組対応を求め、日々の業務遂行の積み重ねの中から得た経験や技術革新に係る情報提供等により、最新の点検方法や点検機器の導入など、全体の技術レベルの嵩上げと遂行能力の向上を図り、ひいては当該業務の効果的・効率的な遂行を目指します。

(エ) 利用への影響を最小限に

各設備の保守点検時には、多くの場合、施設利用を止めることとなります。このため保守点検は、基本的に休館日に実施することとし、複数日に及ぶ場合も休館日を含めるなど効率的に実施し、その影響が最小限となるよう受託業者と調整しながらサービス水準の維持を図ります。

加えて、開館から28年目を迎え、施設設備の老朽化に伴う不具合が顕著になってきていることから、施設及び設備等の保守点検及び老朽化に伴う維持補修等に関連して、利用者の安全・安心の確保及び施設の効率的な運営のため必要と判断される場合は、利用状況に応じて臨時休館して対応することとします。

イ 清掃業務

清掃業務は、各設備の保守点検業務と共通する部分も多くありますが、直接、利用者の皆様の目に触れ、会館に対するイメージを形成するものであり、建物の美観維持、建材の劣化防止、清潔で快適な空間を提供することは、県民の皆様にも愛される会館とするためにも非常に重要です。

このため、専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により実施しますが、大規模施設であり、場所によっては利用頻度等も大きく異なることから、必要に応じて日常清掃、特別清掃等に振り分けて実施します。

このほか、会館の外部周辺の落ち葉、ゴミ清掃等を目的とした外部清掃（月2回程度）を障がい者の経済的自立及び就労機会の確保の観点からも、障がい者就労施設への委託により実施します。

ウ 警備業務

警備業務は、利用者の皆様の身体・生命・財産の保護及び事故等の発生の警戒・予防並びに会館内に設置されている県有財産等の盗難、滅失防止等のため非常に重要な業務です。このため次の点に配慮し、専門的知識・技能を有し、かつ警備機器を取り扱っている専門業者への委託により遂行します。

(ア) 開館時と休館（閉館）時の警備体制

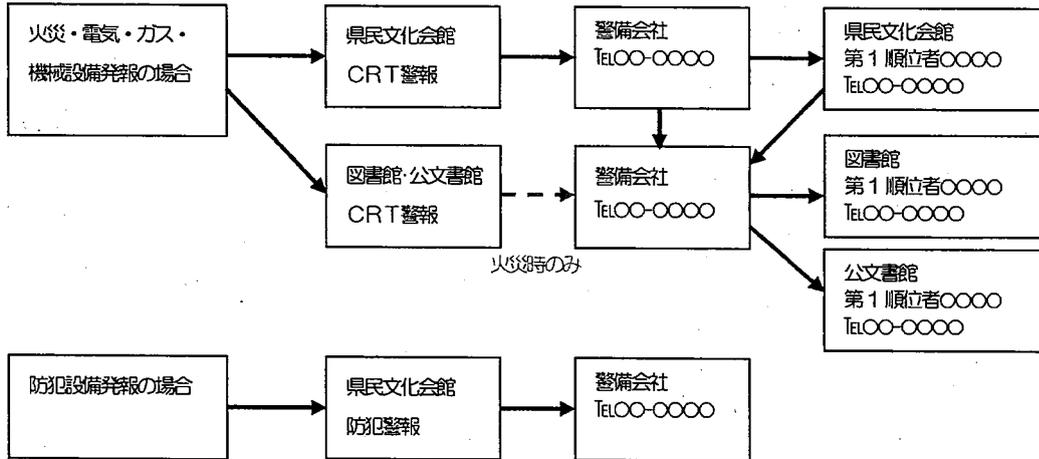
開館日の開館時間とその前後の時間（7:30～22:30）については、警備員（1名）による「常駐警備」、また、開館日の常駐警備時間外（22:30～翌日7:30）及び休館日については、会館設置の警報機器と受託業者の監視センサーによる「機械警備」により、効率的な体制で対応します。

(イ) 警備内容

- a 「常駐警備」は、出入口の管理、不審な入館者発見時の対応、閉館時間における火気の確認、戸締り、居残り者の有無確認、会館内外の巡回、駐車場・駐輪場の整理等を主な内容とします。

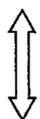
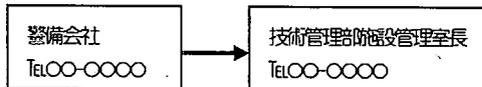
- b 「機械警備」は、会館内のガス警報、設備警報、火災警報、防犯警報を受託業者の監視センターの警報受信装置において監視し、異常感知時には受託業者の緊急要員が現場に急行の上、状況確認と事態の拡大防止の措置を講じるとともに、消防署、警察署、会館緊急連絡者への速やかな通報等を行うことを主な内容とします。

◎夜間緊急時連絡網 22:30～翌7:30・休館日



◎夜間の館内連絡網 22:30～翌7:30・休館日

● [本火災・侵入者がいない場合]



上記連絡先に加え、下記にも連絡する。(会館施設管理室から電話)

● [本火災・侵入者がある場合]



エ 駐車場管理業務

- (ア) ゲートバー方式による入出庫の管理とともに、警備員による駐車場内巡回を行い、駐車中の盗難事故等の防止に努め、適切な駐車場管理を行います。

また、駐車場での事故、周辺道路の渋滞等を起こさないようにするため、ホール利用者等の協力を得て、十分な打ち合わせを行い、誘導員の配置等を促します。

- (イ) 満車によるトラブルの軽減し、来館者および地域の皆様が駐車場を公平に利用できるよう、利用料の有料化を検討します。

(ウ) 駐車場における冬季の積雪時には、適宜、除雪を行います。対象面積が広いこと、除雪機械を有する専門業者への委託により実施します。

また、会館周辺の歩道等については、小型除雪機及び職員の人力により除雪作業を実施し、歩行通路の確保に努めます。

オ 植栽管理業務

(ア) 会館敷地内における立木、芝生等を常に良好な状態に保ち、また、美観の維持のため、高木又は低木剪定、病害虫の発生防止等を専門的な知識・技術を有する専門業者への委託により遂行します。

(イ) 全国的に樹木の倒木等による事故の発生が伝えられていますが、受託業者と連携して類似事故の発生の防止に努めます。

(3) 維持管理業務に係る経費積算の考え方

維持管理業務に係る設計金額については、従来から県の営繕担当部局の指導を受けながら、適正な歩掛りや単価の設定に努めてきたところです。

各業務の歩掛りや直接物品費、業務管理費及び一般管理費といった諸経費率の設定は、国土交通省営繕部監修の「建築保全業務積算基準」を基本としています。当該基準に該当する歩掛り等が無い業務については、鳥取県の「労務単価表」や市販の「建設物価」の単価の採用のほか、必要に応じて市場単価の調査、専門業者から徴取した見積価格に歩掛りを勘案した単価を設定します。

このような考え方を基本として設計金額の積算を行ってまいります。受託業者の業務実態を定期的に調査し、必要人員数、個別単価などが、過剰或いは不足とならないよう経費縮減とともに適正な積算に努めてまいります。

また、財団が会館と倉吉未来中心の管理運営を一体的に行うことにより、各種維持管理業務の同一業務について、会館との一括発注が可能となり、両館の経費縮減及び規格統一化された業務管理の運用を図ります。

(4) 外部委託する業務内容とその考え方

各業務の再委託にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内需要の拡大、県内業者の活用に努めることを基本とします。なお、やむを得ず県外業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議することとします。

ア 施設設備の保守点検、清掃、保安警備等

各設備の適切な維持管理のためには、関係法令の遵守と高度な技術と専門性が必要であり、それぞれの設備分野において、専門的な知識・技能を有する専門業者への委託により保守点検を実施します。清掃、警備、植栽管理、除雪作業の各業務においても、専門的な技術、特殊機器等が必要であり、同様に専門業者への委託により実施します。

イ 飲食等施設の運営

飲食等施設の運営については、県民文化会館施設運営管理事業の基本コンセプトに沿った運営や、事業者と3館（県民文化会館、図書館、公文書館）の連携・協力による事業内容等、利用者により良いものとなる提示をした業者に運営を委託しています。

また、いずれの場合も食材等については、県内産品の活用を促しています。



【 Art Place SUNABA COFFEE 】

ウ 電力の調達

電力の調達に当たっては、県内事業者への発注機会の増大の観点と、予定価格が160万円超であることから、県内の一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした制限付き一般競争入札の方法により事業者を決定し契約を締結しています。

エ その他の業務

上記の他、以下の業務についても必要に応じて外部委託を実施します。

- 施設設備の営繕・修繕・管理に関する業務
- 管理運営事務の遂行に関する業務
- 文化芸術事業の実施に関する業務

(5) 委託先選定方法

ア 選定方針

各設備の特性や業務内容に応じて次のような必要条件を吟味し、適切な業者への発注に努めていきます。

- (ア) 不具合発生等緊急時に迅速な対応が行えるよう、市内に本店又は営業所を有すること。
- (イ) 不具合発生時に緊急修繕等が行えるよう、単なる点検技能だけでなく修繕・部品調達能力も兼ね備えていること。
- (ウ) 会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える組織・人員体制を備えていること。
- (エ) 有資格者が求められる保守点検においては、県民文化会館の設備規模に見合った保守点検が安定的に行える有資格者を保持していること。

イ 選定方法

当財団は、県出資の公益財団法人であるため、外部委託する際の発注・選定方法は、鳥取県会計規則などの県の規程の例に準じて行っています。従って、原則競争入札により選定していますが、少額なものや特殊な設備で施工業者しか保守できないものについても、県の規定に準じて随意契約により行っています。

今後も、基本的には従来の方法により選定していきますが、指定管理者制度においては、民間手法の活用も期待されるところであり、民間手法の研究も行い、出資者である県と協議しながら、効率的な選定方法を検討します。

(6) 委託、工事請負の発注予定

ア 発注予定

現在、再委託を実施あるいは予定している保守点検等業務は下表のとおりです。

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	事業用電気工作物保守点検業務	5年	1,848千円	県外	随意契約	県内に対応可能な業者がないため(全館停電日1日で作業を完了させるための人員が必要)
2	消防用設備保守点検業務(消防用設備、直流電源装置設備、非常用予備発電設備を一括発注)	5年	3,960千円	県内	指名競争	
3	冷温水発生機設備保守点検業務(2館一括発注)	5年	2,458千円	県内	指名競争	
4	運転監視業務(運転監視、空調設備、自動制御設備、ばい煙濃度測定分析を一括発注)	5年	21,780千円	県内	制限付一般競争	
5	昇降機設備保守点検業務(2館一括発注)	5年	3,921千円	県内	指名競争	
6	自動扉・排煙設備保守点検業務	5年	770千円	県内	随意契約	
7	情報・通信設備保守点検業務	5年	1,920千円	県内	指名競争	
8	移動式展示パネル保守点検業務	5年	550千円	県内	指名競争	

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
9	舞台機構設備保守点検業務	5年	8,114千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
10	舞台音響設備保守点検業務	3年	(3,960)千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため ※令和3年度～5年度契約
11	舞台照明設備保守点検業務	3年	(3,300)千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため ※令和3年度～5年度契約
12	ピアノ(ベーゼンドルファー)保守点検業務(2館一括発注)	5年	150千円	県外	指名競争	県内に対応可能な業者がないため
13	ピアノ(スタインウェイ)保守点検業務	5年	212千円	県内	随意契約	
14	ピアノ(ヤマハ)保守点検業務	5年	379千円	県内	指名競争	
15	電動式移動観覧席保守点検業務	5年	247千円	県内	随意契約	
16	清掃業務(日常・特別清掃)	5年	21,271千円	県内	指名競争	
17	建築物環境衛生管理業務 (建築物環境衛生管理、雑排水・汚水管洗浄を一括発注)	5年	1,578千円	県内	指名競争	
18	植栽管理業務	5年	4,400千円	県内	指名競争	
19	警備業務 (防犯設備保守点検業務を含む)	5年	4,596千円	県内	指名競争	
20	館内ネットワークソフトウェア保守点検業務(2館一括発注)	5年	272千円	県内	随意契約	
21	舞台技術業務(舞台、音響、照明)	単年 (単価)	(4千円) (1人時間当り)	県内	随意契約	
22	駐車場除雪業務(一定量降雪時)	単年 (単価)	(32)千円 (1時間当り)	県内	随意契約	
23	情報誌製作業務	2年	5,918千円	県内	ポスター方式	※令和2年度～3年度契約
24	簡易無線機保守点検業務	単年 (隔年)	(55)千円	県内	随意契約	
25	文化芸術事業業務委託関係	必要期間	未定	県外	随意契約	業務内容の性質から県内に契約権利、技術等を持つ者がいない場合

金額(概算)は、単年度換算(税込)した金額を記載

※上記3、5、12、20については、倉吉未来中心との一括発注により、効率的かつ経費の節減を図ります。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

番号	内容(業務名)	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある理由
1	外部清掃業務(障がい者作業所)	単年 (単価)	(15)千円 (1単位4時間:1単位当り)	県内	随意契約	

(7) 省エネルギー・省資源への取組

省エネルギー・省資源を実行するため、「環境管理マニュアル」を策定し、鳥取県版環境管理システム（TEAS II）の認証登録がされています。この活動を中心としながら、省エネルギー・省資源のP・D・C・Aサイクルを基本に、職員自らの環境意識の向上、実行とともに、来館者の方々のご理解、ご協力も得ながら取り組みます。

《主な取組》

ア 電力デマンド（最大需要電力）の制御による最大電力の抑制

- 電力デマンドは、夏季に全館を利用するようなイベント集中時となります。空調設備は、催事内容を把握したうえで、利用者への空気環境を十分維持しながら、予冷・予熱を上手く活用し、省エネルギーにつなげます。

イ 施設利用者及び来館者の環境意識啓発

- 利用施設における冷暖房温度調整
- 節水の協力（流水擬音装置の設置）
- シェアスポットとしてのオープンスペース利用
- 駐車場内のアイドリングストップ啓発看板設置

ウ 敷地周辺の清掃を通じた環境意識啓発活動

- 毎月1回、敷地周辺の清掃活動及び、隣接する国道（歩道）の美化活動「国土交通省ボランティア・ロード活動」の実施（秋・冬季は、植栽の落葉収集、除雪作業のため必要に応じて回数増）

エ 電力使用量削減によるCO₂排出量削減目標の設定、温室効果ガス削減の取組

- 施設利用の拡大による1人あたりのCO₂排出抑制
- 環境省および鳥取県が推進する「ライトダウンキャンペーン」へ参加するとともに、キャンペーンに連動した会館事業を通じて広く県民に呼びかけ
- 照明器具のLED化
- コピー機等の節電モード設定、退館時のパソコンのコンセント抜き
- 自動販売機設置基準として、省エネ機能（ヒートポンプ式、LED照明等）を設定
- 照明の一部消灯、夜間利用のないエリアの部分消灯

オ 廃棄物の排出量の抑制、リサイクル・リユースの取組

- シュレッダーくずを希望者へ提供し、資源を有効活用（牛舎への敷料等）
- ペットボトルキャップを回収し、再資源化
- 詰替商品、リサイクル商品を優先して購入

カ 職員の環境意識の向上のための環境研修の実施

- 年1回、全職員を対象に実施



【ライトダウン】



【敷地周辺の清掃活動】



未来のためは、いを選択しよう

【「地球温暖化対策のための国民運動」ロゴマーク】

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

ア 『消防計画』の作成

会館における火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の拡大防止を図るため、会館の防火管理に関し必要な事項を定めた『消防計画』（法令による）を作成しています。

※防火管理者 ⇒ 1名配置

その他、防火管理者講習修了者3名を配置しています。

イ 消防避難訓練の実施

「消防計画」に基づき、避難誘導、初期消火、館内放送、シューター脱出等の防災訓練を定期的に行うなど職員の意識啓発と非常時の対応について徹底し、災害予防に努めます。

各職員に行動内容を反復する訓練形式のほか、臨機応変の対応を視点にし、個々の総合的な能力を高めるため、最低限のシナリオとし、出勤者の上席者が指揮命令を行ったり、所属外の班の役目を担わせたりと、少数人員の想定にも留意しているところです。

また、消防署、関係機関等との共同による救助訓練・地震訓練（J-ALERT）、地震避難訓練等も実施し、より安全な消防・防災体制の構築を目指します。

※ 消防訓練は年2回実施することとしており、うち1回は3館（県民文化会館、図書館、公文書館）合同訓練とし、近隣施設との連携強化を図っています。

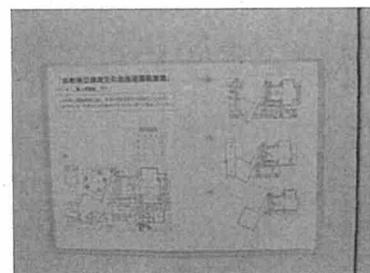


【シューター脱出訓練】

ウ 火気使用設備器具、消防用設備及び避難経路の維持管理

(ア) 火気使用設備器具、消防用設備の定期的な保守点検のほか、「安全衛生委員会」を中心に定期的に館内全体を巡回して自主点検を実施し、避難経路の維持管理・改善強化など安全の確保に努めています。

また、館内各室に「避難経路図」を掲示し、防災意識の啓発を行うとともに、利用者・来館者の安全と非常時に備えています。



【各施設内に掲示の避難経路図】

(イ) 地震・火災等の発生に伴う停電事故に備え、非常用発電装置、避難誘導灯の保守点検等を定期的に行います。

《鳥取県立県民文化会館安全衛生委員会委員構成》

※ 「安全衛生委員会」 → 7名で構成し、安全衛生推進員（講習修了者）2名を配置しています。

安全衛生推進員講習修了者：6名在館

令和3年2月現在

役職	備考
委員長	総務部長（安全衛生推進員）
副委員長	技術管理部施設管理室長（安全衛生推進員）
委員	企画制作部制作・学芸課主査
委員	技術管理部舞台技術室主査
委員	総務部総務課主査
委員	総務部施設利用課主任
委員	企画制作部制作・学芸課主事

エ 『防火優良認定証』の取得

会館は、消防法令の基準を遵守している優良な防火対象物として、鳥取県東部広域行政管理組合消防局から「防火優良認定証」の交付を受けています。



【防火優良認定証】

オ 全館禁煙の措置

健康増進法を受け、原則全館禁煙としています。鳥取県の「健康づくり応援施設（禁煙認定施設）」となっており、県民の皆様を受動喫煙による健康被害はもとより、火災による被害から守るため、安全快適な環境を引き続き維持します。

ただし、令和元年の法改正（緩和措置）により第二種施設である当館は、法令に適合した喫煙場所を計画しています。なお、屋外喫煙場所は施設利用者用として、屋内喫煙場所は主にホール出演者用として新たに整備されます。



【フロント等の禁煙認定マーク】

カ 「鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル」の徹底

会館内で火災や事件・事故等が発生したときに、利用者・来館者の安全を最優先に対応するために、総合的・体系的な「鳥取県立県民文化会館危機管理マニュアル」を策定し、これが職員の行動指針となり、適切な対応ができる体制を整えています。

また、各職員への意識付けや浸透を図るため、他で発生した事象を、常日頃、当事者として危機意識を感じさせるため、新聞紙上等での様々な事象発生都度、朝礼・終礼で徹底するなど機会を捉えて注意喚起、意識高揚に努めているところです。

訓練の繰り返しによる体得と併せて、一つの行動指針であるマニュアルの精査や、訓練等を通じた実効性の検証を継続して行いながら、危機意識の維持に努めます。

(ア) 「火災、地震、不審者（物）、差別落書等対応マニュアル」の徹底

地震、火災、事故、事件等が発生したとき、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるよう、「火災、地震、不審者（物）等対応マニュアル」を作成していますが、さらに対応能力の向上に努めます。

また、トイレ等で差別落書を発見した場合、現場保存の措置や関係部署への連絡等の対応が速やかにとれるよう『対応手順』を策定しており、その対応に備えています。

なお、開館時には警備員を配置し、不審者・不審物の早期発見、火災、事件・事故の発生防止、「さすまた」、「ネットランチャー」等の防犯器具も備え、事故防止に努めています。

(イ) 「嘔吐物処理マニュアル」の徹底

嘔吐物に含まれている可能性のあるノロウィルスの感染性胃腸炎の二次感染を防止するため、「嘔吐物処理マニュアル」を策定しており、全職員が利用者・来館者の安全を最優先に対応できるようさらに徹底します。

(ウ) 「感染症対応マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」の徹底

新型インフルエンザ等の感染症の流行または拡大の恐れがある場合、利用者・来館者への感染防止とともに、職員への感染予防による運営体制の維持を図るため、「感染症対応マニュアル」を策定し、その対応に備えています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の県内流行または拡大の恐れがある場合、県民及び利用者、来場者への感染を防ぐとともに、当財団の職員への感染の予防による運営体制の維持を図るため、『新型コロナウイルス感染症対策行動計画』を策定して対策を講じています。

(エ) 「不当要求行為対応マニュアル」の徹底

不当要求行為（不当な手段、不適正な行為、対応困難な行為）により、利益などを得ようとする者及び来館者に迷惑をかける者を排除するため、「不当要求行為マニュアル」を策定し、その対応の心得等を徹底しています。

(オ) 「熱中症対応マニュアル」の徹底

利用者・来館者に熱中症の症状がみられた場合、直ちに適切な処置を行い、熱中症発症者の生命及び身体を守るため、全職員が迅速に対応できるよう、新たに「熱中症対応マニュアル」を策定して対応に備えています。

(カ) 「防犯カメラ管理・運用」の徹底

館内各所に設置された監視カメラ（記録有）を活用し、犯罪の未然防止に努めるとともに、利用者の安全確保にあわせプライバシー保護の観点から「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第22条第2項、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」及び「防犯カメラ管理・運用規程」に基づき、監視カメラシステムを適正に運用します。

